

令和6年度 就学援助の申請について

広川町教育委員会では、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学校で必要な費用（給食費・学用品費等）の一部を支給する『就学援助制度』を実施しています。

つきましては、令和6年度分の申請を受付けますので、希望される方は下記により申込みをおこなって下さい。

記

- 1 対象者：小・中学校に在学する児童生徒の保護者で収入金額又は所得金額が次の就学援助基準額以下の世帯

[就学援助基準額]

(単位：円)

世帯人数	給与所得の世帯	母子家庭加算世帯	給与所得以外の世帯	母子家庭加算世帯
	収入金額		所得金額	
2人世帯	2,821,286	3,184,142	1,738,880	1,992,880
3人世帯	3,472,560	3,835,416	2,193,880	2,447,880
4人世帯	4,204,889	4,567,745	2,707,120	2,961,120
5人世帯	4,588,389	4,951,245	2,976,480	3,230,480

※6人以上世帯の基準額やその他加算額については別途定めています。ご不明な点についてはお問い合わせください。

2 援助の内容

- ・学校給食費 ・修学旅行、校外活動費の一部 ・義務教育に必要な学用品費 など
- ※援助額や内容は改定されることがあります。

3 受付期間

- ・4月からの認定を希望される場合は、令和6年4月30日（火）までに申請して下さい。
 - ※新入学児童生徒学用品費（対象者：新小1・新中1のみ）は、4月認定の方のみ支給となります。
 - ・年度途中の申請でも随時受付を行っております。ただし、受付をした月分より適用となります。
- 例）5月に申請・認定→5月分から就学援助費を支給します

4 提出書類

- ・就学援助申請書（広川町教育委員会にあります）
- ・所得課税証明書（令和6年1月2日以降に広川町に転入された方）
- ・学校長及び民生委員意見書（必要に応じて提出していただく場合があります）

5 受付場所

広川町教育委員会事務局 子ども課（広川町役場2階） ※郵送可

6 注意事項

- ※前年度に認定された方も、年度ごとに申請が必要になります。
- ※入学支度金の申請をされた方は、再度申請の手続きは必要ありません。

【お問合せ先】

広川町教育委員会事務局 子ども課 学校教育係 TEL 0943-32-1194